

日本自然保育学会 役員選挙規定

2015年 11月 1日 制定

2017年 11月 18日 一部改正

2022年 9月 1日 一部改正

(目的)

第1条 本規定は、会則第12条および第14条に基づき役員選挙に関する規定を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理事務は、選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員会は、選挙管理委員長1名、選挙管理委員2名の3名で構成する。
- 3 選挙管理委員長は、学会事務局長が務める。事務局長に疾病や事故等があり任務の遂行に支障がある場合は、変わりうる者を事務局長が指名する。
- 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員を2名指名する。
- 5 選挙管理委員会の構成は、理事会の承認を得る。

(選挙管理委員会の事業)

第3条 選挙管理委員会は、選挙の管理及び次の各号の事業を行う。

- 1) 選挙期日及び投票方法の決定および公示。
- 2) 選挙権を有する会員の確認。
- 3) 被選挙権を有する会員名簿の作成及び公示。
- 4) 投票の管理。
- 5) 開票及び無効票の判定。
- 6) 選挙結果の理事会への報告。
- 7) その他、選挙が公正に行われるために必要な事項。

(公示)

第4条 選挙の公示は、投票日の1ヶ月前までに行う。

- 2 選挙の公示には、次のことを記載する。
 - 1) 選挙を行う事由と方法。
 - 2) 投票の締め切り期日。
 - 3) 開票の期日。

(役員選出)

第5条 選出役員は、学会理事とする。

- 2 学会理事は正会員の直接選挙で選出される。

- 3 学会理事の定数は、会則第 12 条に基づき 20 名前後とした上で、選挙を実施する前に実情に合わせて現理事会で定めることとする。

(選挙方法)

第 6 条 選挙管理委員会は、被選挙権の有資格者を正会員に公示する。

- 2 投票は、無記名投票とする。
- 3 投票は、投票用紙に理事を 5 名、自書で連記する。
- 4 選挙権及び被選挙権を有する者は、以下の条件を満たす全ての会員とする。
 - 1) 選挙のある年度の前年度までに入会を認められていること。
 - 2) 前年度までの会費を前年度までに納入済みであること。

(無効投票)

第 7 条 次の票は無効とする。

- 1) 委員会の決定した投票方法に則っていないもの。
- 2) 所定の用紙を用いないもの。
- 3) 候補者でない者の氏名を記載したもの。
- 4) 6 名以上の候補者を記載したもの。
- 5) 自書しないもの。
- 6) 候補者の誰を選択したかを確認し難いもの
- 7) その他、委員会が無効と判断したもの。

(当選者の決定)

第 8 条 当選者の決定は、得票数の上位から定数までとする。

- 2 最低順位の当選人が 2 名以上出た場合は、定数に応じて理事会にて決定する。
- 3 当選人が辞退または任期開始後 1 年以内に辞任した場合は、現理事会の推薦による選出または当該選挙での次点の者によって補充する。
- 4 選挙結果は、理事会に報告し、理事会後に総会で報告する。

(その他)

第 9 条 この規則の施行に関して疑義が生じた場合、選挙管理委員会は理事会へその旨を通知しなければならない。

- 2 その他、本規定による選挙の実施に必要な事項は選挙管理委員会が別に定める。

第 10 条 本規定の改訂は、理事会の承認を得るものとする。

附則 本規定は、令和 4 年 9 月 1 日より施行する。